

事 務 連 絡
平成23年 3 月 13 日

東京電力から電力供給される都県医療主管課 御中
(東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡)

厚生労働省医政局指導課

東京電力株式会社による輪番停電に係る医療機関の対応について

今般の東北地方太平洋沖地震については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先ほど、東京電力株式会社より、電力の需給逼迫のため、3月14日以降、東京電力株式会社が電力を供給する地域をいくつかのブロックに分け、順番に一定時間ごとに停電すること（以下「輪番停電」という。）の発表がありました（別添参照）。輪番停電については、医療機関も例外なく対象となり、医療機関は輪番停電の間、患者の治療に支障の生じないよう対応をとることが求められます。

例外地域以外は、明日中にほとんどの地域が一定時間、停電の対象となることから、速やかに所要の対応を開始していただくことを要請します。併せて、管内市町村に対しても、直ちに周知を願います。

今後の見通しは不明確であるものの、事態の重大性に鑑み、当課としても、得られた情報を随時連絡いたしますので、今後の事務連絡等に御注意下さい。

貴課におかれましては、貴管内の医療機関が遺漏なく輪番停電に対応できるよう、貴管内の医療機関に対し、大至急、輪番停電の実施について注意喚起を行うとともに、

- ・ 自家発電装置を有する医療機関について装置の点検や燃料の確保を行うこと
- ・ 人工吸入器・酸素濃縮器、在宅透析機器、吸引器等の在宅医療機器を使用している患者については、医療機関とメーカーで協議しつつ、停電期間中、代替機器を配布、貸し出しなどの対応を行うこと
- ・ どうしても、在宅医療機器を使用することが必要な場合には、医療機関への一時受入れ等で対応すること

を指導するなど、輪番停電への対応にかかる指導について特段の御協力をお願いいたします。また必要に応じ、自家発電装置の燃料の確保等について必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

なお、状況によっては、患者の搬送を行うことも検討することとし、そのような措置を講ずる場合には当課あて御報告願います。

※ 今後の参考とするため、現時点で想定される対応、懸念される事項等ありましたら、別紙様式により随時御連絡ください。

(参考) 輪番停電に関する情報

東京電力株式会社の発表 (<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11031227-j.html>)

<連絡先>

厚生労働省医政局指導課

救急医療係 吉田・松尾

電話 (代表) 03-5253-1111 (内2551)

(直通) 03-3595-2194

都道府県名	
病院での対応に関する事項	
診療所での対応に関する事項	
在宅医療に関する事項	